

昭和四十七年六月招集

第二回館山市議定会定例会會議録第三号

館山市議 会

目次

日時	一
場所	一
出席議員	一
欠席議員	一
出席説明員	一
出席事務局職員	一
議事日程	一
開議	二
議案第四十四号	二
議案第四十五号	四
議案第四十六号	四
議案第四十七号	一三
議案第四十八号	一三
議案第四十九号	一四
議案第五十号	二〇
議案第五十一号	二〇
議案第五十二号	二〇
議案第五十三号	二一
日程の追加	二七
常任委員会委員の選任	二八
閉会	二八
本日の会議に付した事件	二九

一、昭和四十七年六月九日（金曜日）午前十時
 一、館山市役所議場

一、出席議員 二十七名

一 番	吉田勇治郎	二 番	林 豊
三 番	流山源次郎	四 番	鈴木 稔
五 番	近藤好雄	六 番	栗原 一雄
七 番	渡辺昭夫	八 番	石井武敏
一〇 番	渡辺軍治郎	一 番	山本 昇
一二 番	藤田益治	一三 番	五十嵐 昇
一四 番	伊賀多朗	一五 番	和田 一郎
一六 番	辻井謹爾	一七 番	宮野敏朗
一八 番	安西益男	一九 番	島野茂樹郎
二〇 番	君塚喜三	二一 番	鈴木 市蔵
二二 番	田村源治郎	二四 番	西村真次
二五 番	安沢徳順	二六 番	飯田義男
二七 番	望月照正	二八 番	田中祿郎
三〇 番	速山ヨネ子		
一、欠席議員 三名			
九 番	辻田 実	二三 番	菊井敏博
二九 番	秋山 六三郎		
一、出席説明員			
第一号に同じ			
一、出席事務局職員			
第一号に同じ			
一、議事日程（第三号）			

昭和四十七年六月九日午前十時開議

日程第一 議案第四十四号 昭和四十七年六月に支給する期末

手当の特例に関する条例の制定についで

日程第二 議案第四十五号 館山市市税条例の一部を改正する

条例の制定についで

日程第三 議案第四十六号 館山市国民健康保険税条例の一部

を改正する条例の制定についで

日程第四 議案第四十七号 館山市学校安全共済掛金徴収条例

の一部を改正する条例の制定についで

日程第五 議案第四十八号 館山市立幼稚園設置条例の一部を

改正する条例の制定についで

日程第六 議案第四十九号 館山市保育所条例の一部を改正す

る条例の制定についで

日程第七 議案第五十号 館山市都市公園条例の一部を改正

する条例の制定についで

日程第八 議案第五十一号 字の区域及び名称の変更について

日程第九 議案第五十二号 千葉県競輪組合の構成団体数の増

減およびこれに伴う規約の改正についで

ついで

日程第十 議案第五十三号 昭和四十七年度館山市一般会計補

正予算(第二号)

開

議 午前十時五分開議

。議長(吉田勇治郎君) 本日の出席議員数二十五名、これより第二回市議会定例会第三日の会議を開会いたします。本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

この際、議事について申し上げます。本日の議事案件の内容説明は、先日の会議のうちに終っておりしますので、直ちに質疑に移りたいと思います。

議案の上程

。議長(吉田勇治郎君) 日程第一、議案第四十四号昭和四十七年六月に支給する期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第四十四号 昭和四十七年六月に支給する期末手当の特例に関する条例の制定についで

質疑応答

。一〇番(渡辺軍治郎君) 二つばかり質問しますが、この期末手当を支給することについて、職員組合とどういうような交渉経過か、その点がひとつ。

それから常勤職と非常勤職を同一に扱った理由について、この二つを質問いたします。

。人事課長(小沢正治君) お答え申し上げます。職員組合との話し合いにつきましては、恒例的に市長が直接執行部の委員長以下三役と詳しく、具体的に、腹を割って話し合いを常にやっております。今回の場合も職場委員会の決定を受け、執行部から市長に対する要請があったわけですが、私この際に同

席はいたしませんでしたけれども、あとの職員組合との連絡で何
つた点では、非常に円満に職員組合側の要望が受け入れられたか
ら、それで一応職場委員会にも報告をして、それで了承するとい
うことで決定いたしましたということをお聞きしております。

それから非常勤特別職に關しまする率の關係でございますが、
御案内のように非常勤特別職については勤勉手当というものが支
給されないわけでありまして、県下の各市の状況からいたしま
しても、一応非常勤特別職、いわゆる議長以下議員に対する期末
手当の率につきましては、一般職の勤勉手当の率を含めた率で期
末手当として支給しているような状態でございます。それと、こ
れは市長、助役、収入役についてもいえるわけでございますが、
勤勉手当というのはいないわけで、恒例的に一般職と結果的に同率
の期末手当一本で支給されているという關係から、当市もそれぞ
れの均衡上、一般職との同率でお願いしておるといふ關係から、
今回もそのようにいたしましたわけでございます。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 私が聞いてゐるのは、職員組合との話
し合いという、ただそれだけの点ですけれども、職員組合からの
要求があったと思うんですが、その要求がどの程度出されて、ど
の点で妥結しているか、そのことを聞いたわけでございます。

○市長（本間 謙君） ずいぶん、これむずかしい話ですけれども、
あんまりこれは円満にいつているから、聞かないでもらいたいが、
質問でございますから申し上げたいと思ひますが、実は最近の条
例で別に一万円ぐらいを何とかしてくれというふうなお話もござ
りましたけれども、しかし、ことしは二中も焼けたし、いろいろ
出費も多いし、まあ少しがまんしてくれないかということで、了

承を心よく受けて、昨年どおりと、こういうことにいたしましたわけ
でございますが御了承願ひたいと思ひます。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございせんか。―御質疑
なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） 本案については委員会の付託を省略した
と思ひます。これに御異議ございせんか。―御異議なしと
認めます。よつて委員会付託は省略することに決定いたしました。

計 論

○議長（吉田勇治郎君） 本案に対する討論を求めます。

○一〇番（渡辺軍治郎君） ただいま質疑の中でプラス一百万の
アルファというのが、職員組合から要求されている。お聞きいたし
ますと、率では二・四カ月分とプラス一百万というふうな要求が
出されて、二・三カ月分で話し合いがついた、こういうことだ
と思ひますが、大体率で期末手当を支給しますと、どうしても上
と下との開きが相当多くなるわけです。たとへば三万円の者と、
六万円の給料の人では六万九千円の開きが出ます。こういう物価
高の中で下級職員は相当苦しい状態にあると思ひます。そこで
一百万のプラスアルファが出てきたと思ひますが、私はいつも
上と下との開きをやはり一時金と、そういうふうな時期に当然こ
れは母俸で解決されるべき問題だと思ひますが、一時金の中でそ
ういうギャップといいますか、格差を是正していくというわけで
一萬ぐらいの要求というのはこれは妥当だと思ひます。二・三カ

月で組合との妥結ができたという事は、その点は了解いたします。私はむしろ低いんじゃないかと、物価高の中でもっと出していいんじゃないかと、そういうふうに考えております。

「ま一つは非常勤の職員が常勤職と同じ率で支給されるということ、これはたとえ議員のような非常勤の職は、実際に議会に出て働くというのは、一般職員が常時弁とうを持って八時から五時迄勤めるといふこととは性質を異にしているわけですから、こういう点では同じ率で上げるといふことはおてもりの期末手当というような印象を特に深く受けますので、この点については、実情に沿って改定していかなければならないんじゃないか。そういう意味で一般職の期末手当には賛成しますけれども、非常勤の議員の手当を同じに扱ったということでは反対いたします。したがって、この条例の改定には反対いたします。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） 他に討論ございませんか。― 討論なしと認めます。
これより採決いたします。本案に対する採決は起立により行ないます。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田勇治郎君） 起立多数。よって本案は原案どおり可決いたしました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第二、議案第四十五号館山市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
議案第四十五号 館山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を求めます。― 御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託並びに討論を省略することに御異議ありませんか。― 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） これより採決いたします。本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。― 御異議なしと認めます。よって原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第三、議案第四十六号館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第四十六号 館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

質疑応答

。議長（吉田勇治郎君） 質疑を求めます。

。二〇番（君塚喜三君） 先般三月の予算市会時点では国庫補助金が確定をしていなかった。ところがそれより先の二月時点では医療費が一三・七％のアップをみており、薬代の引き下げもありましたが、差し引き実質的には一二％という値上がりがあった。そのため毎年自然増ともいえる加療者の増、こういったものを勘案して三五・四％の引き上げもやむを得ないというよりな提案がなされておいたわけでございます。これに對しまして、私たちといたしましては、現状でもこれらの負担は容易でない。したがって一般会計から繰り入れしても、なるべく引き上げを低く押さえるべきではないか。このような点を要請をいたしましたわけでございますが、これに對しましての市長の姿勢というものは三五・四％以上については考えましよう。こういうことであつたわけであります。それが今回の二七・九％、約二八％のアップ増ということに提案があることでございますので、このこと自体に對しましては反對するものではございません。

ただ、御承知のように国会でも、いまなお健保についての審議の過程でございます。御承知のように過ぎた五月二十五日の衆議院では、国庫補助率を政府原案の五％から、野党の反對によりまして一〇％に引き上げ、そして衆議院を通過し、いま参議院に回され審議中であります。したがつて国庫補助金が確定したとしてこういう提案がされておられるわけでございますが、これは政府原案の五％に基礎をおいたものであるのか、それとも修正された一〇％に基礎をおいておられるのか、いま審議未了でありますので、これは大体のところでもって、当てずっぽなもの補助金として

徴してきたものであるか。この点についてお伺いします。

。保健課長（綱島憲治君） 現在参議院に回付されております法律の改正案は、あれは社会保険関係の補助金でございます。

現在国保の関係については、なお法案の提出は現在のところまだなされていないようでございます。したがって、今回私どもが計算いたしましたのは、いままでどおりで計算しております。

。二〇番（君塚喜三君） そうしますと、まだ国会においてはその問題についての提案はなく、審議がなされていない。こういうことのために、これまでのままで出したんだ。こういうことでございますが、国のほうでまた審議がなされ、そして国庫の負担金が増額の時点には引き下げていく。このように受け取ってよろしゅうございますか。

。保健課長（綱島憲治君） お答えいたします。現在のところ国保についての国庫負担増を改正する法律案というものは、現在のところないようでございます。したがっていままでどおりということに承知していたします。

。一〇番（渡辺軍治郎君） 先だつて四十七年度の国民健康保険税の算定表をいただいたわけですが、これによりますと、四十六年度の当初の予算が一億六千八百四十七万五千円になっております。昨年の六月に一千万円の赤字が出るということで一割の保険税の値上げをしております。その額で見ますと、一億三千四百七十八万円というのが、この六月時点での修正されたものであります。これを、ことしの三月の補正予算では一億三千五百五十五万六千円というふうに三千二百九十万を減額しております。

こういう点から考えて見ますと、聞くところによると、この計

算の基礎といえますか、基準は四月から十月までの実績を考へてこの予算を編成しているようでありますが、四十六年度の当初予算と、ことしの三月の補正では約三千三百万の開きが出てきています。こういうことから見まして、四十七年度の当初予算は一億七千八百二十五万三千円、相当大きな開きがあります。これを四十七年度の六月と四十六年の六月の、六月段階で大体の目安がはっきりするわけですが、この一年間の開きを見ますと三千八百九十万六千円になっております。このように一年間の間にこんなに大きな開きが出る。しかも三月の補正では三千二百九十万減額をさしている。こういうようなことから見まして、この算定の基礎が何か実情に沿わないような気がしてならないわけです。この点について一つ。

それから現時点で保険給付と保険税との関係での実質的な開きが、現在の時点でのくらいあるのか。その点についてお伺いしたいと思ひます。

保健課長(網島憲治君) お答えいたします。御案内のように保険の予算というものはきわめて流動的でございます。したがって、私考えますのに、確かに他の会計の予算と国保会計の予算では私もやっておりまして、非常に流動的であるということはいなめない事実でございます。それで年間三千何百万の開きがあるということでございますけれども、確かにそのとおりでございます。

私ども、十月ごろに予算の作成に入るわけでございますが、それまでの間で約半年分の医療費しかわかっていないわけでございます。それで、その実績に基づきまして、一定の法則に従って算

定をいたします。当初予算に御説明申し上げましたように、過去三年間の実績に基づきまして、それぞれデータを加えて計算をしているものでございます。

しかしながら、実際問題として確かにその開きがあるわけでございます。それで、当初予算編成時点では国庫負担金の関係が非常に内輪に見積もり、国からそういう計算方法でやれということですので、どうしてもそういう方法を用います。それが六月時点になりますと、おおよその検討がつく。たとえ前年度の国庫負担のあり方というものははっきりするわけがあります。それに対してまして四十七年度の国庫負担金の関係を推計するわけでございます。そうしますと、どうしてもあのような結果になるといふこととあります。

それから実勢と計算をいたしましたものとの開きというのは、私どもの現在の医療費で申し上げますと、大体多いときで四百万から五百万の差がございます。一カ月医療費について二千七百万きかかと思つと、三千三百万くるといふようなことになる。こんな状態が続くわけがあります。予算上の開きと申しますのは、そういうことでございますので御了解をいたさたいと思ひます。

それから現時点で赤字ということでございますけれども、現在の時点では赤字では予想いたしておりません。今回の、申し上げましたような関係で、これでやってみる。一応ほかには予定いたしておりません。

一〇番(渡辺軍治郎君) ただいまの説明でかなり当初予算と開きが出るということは認めておるようですが、先だってもらった算定の基礎ですね。こういうものからこの数字が出ていると思つ

二内 加

んですが、年間に三千二百万、三千三百万からの開きが出るという事は、この算定の基礎そのものが実情にあっていないのではないかと、こういうふうに考えるわけでありませう。その点についてはあくまでもこの算定基礎は正しいんだという立場で説明されておると思いますが。

もう一つの点は、いまの赤字、現在の赤字を予想していないということでは、一体こういう見込みによって保険税の値上げをするということでは、これは納得できません。

現実には昨年一年とことし一年で三千八百万もの大きな開きが出ている。しかも療養給付費ですか。その点を見ますと、四十六年度の療養給付は一億三千五百七十四万五千円になっております。この税の調定額は一億三千四百七十八万、それから四十七年度の療養給付を見ますと、四億三百十五万六千で、一般財源のほうは一億四千九百七十七万七千円、この差額を見ましても、療養給付で二千四百万の差が出ておりますが、この三千八百万、税のほうの三千八百万と医療給付のほうのこの数字を見ますと、ここにもかなりの開きがあるわけです。こういう点から見て、この算定の基礎そのものについて一つの疑いが持たれるということ、この点をお伺いしているわけです。

あくまでも、この算定の基礎は実情に沿ったものだというふうに答えられているようですが、その点についても何か疑問が残るわけでございますが、まして現時点で赤字がどのくらいあるか予測していないというよりなずさんな考え方で保険税の値上げを、しかも二八%も値上げするというよりなことには納得できませんが、そういうよりな点はどういうふうにお考えになつてゐるか。

保健課長(網島憲治君) お答えいたします。私ども療養費の算定につきましては、いわゆる四十三年から四十六年度、四十五年までは実績で四十六年度は年度途中でございまして半年分の実績から、過去三年間の療養費の伸びと、それぞつり実割、その他改定のありましたものは補正率を用ひまして計算をしております。ですから、計算方法につきましては、これ以上に理論的なものはない。こういうふうに考へているわけでございます。

しかし、これは確かに全国マクロ的な計算をしています。その点で一べん過去に大きな変更がありますと、三年間そういう変動をみるわけです。その辺に若干の難がございませうけれども、一応数字としてはじく場合にはこれ以外に算定の方法がないということ。しかも国がこのような算定方法を用ひて計算するといふふうに指導をされています。

ただ当初予算では、そういう計算をしますけれども、それから四十六年度が終りましたして、医療費の動向というものが、この市内の実態に、ある程度、これは私どもの勘によりませう。何年間の経験によつてそういうことを推測するわけです。ですから、この方法が、私どもそういう欠点はあると思ひますけれども、医療費の改正の場合には全国マクロで計算をしていますので、それをほんとうに説明するには医療品の主要について、各一件ごとに投薬が幾らものものを何回、注射が何回、応診料が何回というふうな分析を大体私どものほうで、一カ月一万件をみますけれども、それを全部データにして、この薬はこれだけ上がったから、こういうことがあるからこのぐらい、という計算をしなければ、ほんとうのものとはつかめない。これはとてもじゃないけれども、現在

のところ私どものほうでは、そういう計算をする技術的なあれもございませぬし、これはやってできないことはしないでしょりけれども、やるにはかなりの人手も要しますし、できないといっていると思います。したがってこの計算方法で算定をし、四十七年度の場合ですと、四十六年度の実績、動向をきわめて、それでこの六月議会で、こういう理由でございませぬといふことでお願ひしているわけでございませぬ。

それから渡辺さんの質問の御趣旨がはっきりしないんですが、予算を決定するときに赤字を予想して予算は策定いたしませんので、現在の時点で赤字ということについては考えておりませぬ。

以上。

○一番（渡辺軍治郎君） 私が聞いているのは実績といひますけれども、四十六年度の実績は三月の補正で約三千三百万の減額補正をしているわけです。こういう数字が出てくること自体、算定そのものに、算定の基礎そのものに、やり方そのものに何かこういう差が出てくるということからみて、信頼がおけないような、そういう一面があるわけです。だから言うわけです。

また、この出されている調定額の一億七千三百六十八万六千円というのも、これは一応の見込みであって、前の四十六年度の実績から見たら、やはりこれも年度末にいはば相当の補正をしななければいけないような、そういう事態になるのではないか。そういうことが予想されるので現時点で市民から上がってくる保険税と、現時点で医療給付しているわけですから、その時点の赤字がどのくらいあるか、それがつかめなければ、どのくらいの赤字が出るんで保険税をこれくらい上げる必要があるということでないか。

がわからないわけです。

一応これだけの見込みでもって算定すれば、こういう見込みになるから、それだからこれだけ保険税を上げなければいけない。こういうことでは納得できません。もっと具体的は、こしら、の赤字が出るんでという事実からものごとを考えていくならば、これくらいの値上げはやむを得ないんじゃないか。こういう問題も出てくるかもわかりませんが、現時点で赤字がどのくらいか、それがわからないという点で問題だと思ひます。

○保健課長（綱島憲治君） 質問の御趣旨は昭和四十六年度の保険税でとったなら、現在の医療費をこのようにした場合に幾らぐらの赤字になるか。こういうことではございませぬか。

○一番（渡辺軍治郎君） 去年の六月、一割保険税を値上げしたわけですね。その時点の説明では一千万円の赤字だといふようなことを言われたんですよ。だから今度は二割八分を値上げするに、値上げする根拠としてどのくらいの赤字になるか。これを明らかにするのは当然だと思ひますよ。その月の大体これは一カ月前のことだったならば、どのくらいの療養給付があつて、どのくらいの保険税が上がつてきているのか。そういうことでの赤字は当然計算上出ると思ひます。それを聞きたいわけです。

○議長（吉田勇治郎君） 暫時休憩いたします。

午前十時三十分 休憩

午前十一時 再開

○議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○一番（渡辺軍治郎君） 先ほど保健課長の説明で大体了解はしているわけですが、私が聞きたかったのは算定の基礎に基づいて

推定見込みを出したということが、四十六年度の実績と比べて四十六年度は非常に差が、約三千三百万の差が出ていゝんでお伺いしたわけですが、この算定の基礎からではなくて実際には、今まで上げない現行どおりの保険税をとっていった場合に、実際の療養給付との開きがどのくらいあるか。この事実から算定していくということでないか、何か算定基礎からみたのではちよつと実際が把握しにくいので、そういう質問をしたわけでありませう。

その点でただ一つ四十六年度の療養給付と税額ではほとんど一致しているわけなんです。ですから、そういう点から見ると、四十七年度の療養給付が予算面では一億四千九百万というふうな数字が出ておりますので、療養給付との関係でどのくらいの開きがあるかということも、事実に基づいて知りたかつたということなんでしょう。これが一点であります。

それから、さらにこの課税の状況からみての配分案ですか、この案分率も出ておりますが、この点についても、保険税というのは一般の税金からみて非常に高いというのは誰も強い印象を持っているかと思つてます。市民税でも均等割りでは五百円納める人が保険では五千円近く納めるといふことから非常に保険税は重たいという印象が強い、そういう点からみて五百円の均等割りをおさめている人でも均等割り、均等割りという額が非常に高いと、低額者に対しては一応減額はありますけれども、この均等割り、平等割りを低く押さえて収入に応じて負担するといふ、そういう立てまえにこの案分率は改定がなければならぬ。この案で見ますと一三%ふえておりますけれども、このふえ方はもつと大幅にして均等割り、平等割りを低く押さえていくといふ立てまえをも

つとれないかどうか。その点について、二点お伺いしておきます。保健課長（綱島憲治君）お答えいたします。単純計算でございますが、私どものほうの療養給付の保険税の関係、療養費即保険税でとっているわけではございませんで、一カ年間の療養給付費その他一切の経費を計算いたしましたして、それで総支出から保険税を除く一切の総収入を引いて、その残を保険税を課しているといふ建て前をとっております。そういうことでございますので、単純に申し上げますと、今回のこの案でまいりますと、一カ月療養給付費は三千百三十万三千円を予定しております、平均。それとこの保険税を徴収いたしますのは一カ月間、一カ月になおしますと千四百万ちよつとになります。そういう計算でございます。

それから配分のご関係でございますけれども、今回配分をいたしますのは、いわゆる均等割り、平等割り、この額につきまして総額の百分の四十五、詳しくは均等割り総額で三十、平等割りで十五、こういうふうな配分をしたわけです。

それから、いま応能割りと申します所得資産、こういうものに所得で三十五、資産で二十、こういうふうな配分をしたわけでございますが、この計算でまいりますと、御案内のように私どもの市民税の所得割りをおさめている人以外は、いわゆるこの所得割り総額の中に入つてこない。こういうことでございます。ですから市民税の均等割りを納めている方は所得割りを納めていないわけです。それで、ちなみに申し上げますと、所得割りを納める方というのは約八千七百の世帯のうち三千七百でございます。五千はいわゆる所得割りは納めておりません。したがって、均等割りと平等割りの方、いわゆる市民税の所得割りを納めない方で

すね。これは三人世帯でございますとことしは一万四百四十円という計算になります。これが四十六年度でございますと九千四百円、その差千円、つまり一二%程度の値上がりということでございます。さらにこの均等割りで三人までの世帯の方でございますと、所得がいわゆる十五万プラス十八万、三十三万円の方は減額世帯ということ去年の平等割り、均等割り総額の十分の四が減額されることになっておりますので、さらにこの率は減ります。一〇%おそらく割ると思います。そういう、いわゆる今回の二八%増額した中に、特に、いわゆる均等割り、平等割りだけを納める方についての配慮はしたつもりでございます。

それで、ちなみに県下では、大体県下二十七市の中ではこの程度の配分でやっております。

以上でございます。

○一〇番(渡辺軍治郎君) 先ほどの一カ月療養給付費が三千百三十万三千円と保険税のほりが一千四百万というわけですが、これでは一カ月の正しい差額は出ないわけで、これに国の補助金、そういうものが加わって、その差額はある程度つかめるんじゃないかと思ひますが、この点はどうなんでしょるか。

○保健課長(網島憲治君) 確かにそういう点ではそれぞれの見込まれます。いわゆる国庫負担金、県費補助金、それから私どものほうの物件費、そういった一切の経費を歳入の関係のことでなければ、まきはわかりませんけれども、いまちょっとそういう数字を持ち合わせしておりませんので後刻申し上げたいと思ひます。

○一〇番(渡辺軍治郎君) この保険税値上げが二八%という高率になるわけですが、市長さんはこの国民保険税が高すぎるという

ことを、これは市民のそういう声は聞いておると思ひますが、非常に高い比率でありますので、一般会計から補てんをするということがこの前も問題になっていたと思うんですが、千葉県の全市二十七市のうちで二十三市が一般財源から保険税、保険会計に繰り入れをしてるわけですが、こういう高額な、こういう高い値上げに対して、市長さんには一般会計から繰り入れるというような考えがあるのかなのか、これは先般の予算委員会でも十分討議されたと思うんですが、あまりにも大幅の値上げに対しては市民の負担が非常にたえがたいような状態になると思うんですが、市長さんはこういう点についてどういうふうにお考えになってるのか質問します。

○市長(本間 謙君) 限られた予算でございますので、そういうことをすれば、ほかのやはり福祉施策ができない面も生ずるわけでございますので、これは市町村でなく国や県がめんどりをみるべきものじゃないかと思ひます。

市町村の一般財源から出してあるところもあるそうですけれども、これはとにかく医療費の値上げとか、いろんなことを政府が認めている以上は、国や県の段階において助成してもらわなければならぬわけでございまして、館山市としては、本年は遺憾ながら一般財源から繰り入れをするというわけにはまいらなかつたわけでございますが、今後におきまして、余裕ができれば、また本年はできませんけれども、今後におきましては、考慮をしておいて、市民の負担を少しでも軽減したいということはやまやま考へておるわけでございますが、本年のところはひとつ御了承願ひたいと思ひます。

。三番（流山源次郎君） 保険税の値上げに關しまして、市民にたいするサービスという点で質問したいとおもうんですが。

実は私も市役所にまいりますと、結局市役所では七十歳以上の老人に対して三割給付という制度をとっておりますが、いままでたびたび先輩議員から老人の三割の給付をわざわざ市まで取りにこななくても、何とかいい手はないだろうかというよりなことが叫ばれておったんですが、まだ何らの具体的な案がございませんが、これは医者としての事務的に忙しく、実現できないのか。この点についてお聞きしたいと思います。

。保健課長（綱島憲治君） お答えをいたします。これは私どものほうでやっておりますのは、国民健康保険の分と社会保険の分、両者があるわけでございますが、この点につきまして、市長はこれを、いわゆる私のほうのことで申しますと現物給付、窓口へ金を持たないでやれる方法はないかということで、福祉事務所職員をして東京都を視察させたわけでございます。しかしながら東京都の方式と私どもの方式とは違っているわけでございまして、したがって、いま現在の時点ではできないということでございます。

なぜか申しますと、社会保険は社会保険の資金事務所というところへ毎月のものを請求するわけです。それは社会保険が五割でございます。本人は十割です。五割分については家族療養費という形で負担をしているわけです。その明細書なるものが市町村へはこないわけです。ですから、そこで窓口払いというのにはちょっとできないわけです。

社会保険はそれで、国保の場合でございますと、直接私どものほうにまいりますので、一応はできるといふことになっております。そこで両方やってきますので、片方が金を持たずにいける、片方はお金を持っていかなければならぬ。こういうことはちょっとまずいんじゃないかと、こういうことから一応国が来年の一月一日から新方式を始めますので、それまでは、そういうことで措置してまいりたい。こういうふうな考え方から、一応そういう措置をとっております。

。三番（流山源次郎君） 私この議会に出る前に地区の老人の方がいらっしゃいまして、富浦の医院では医院の窓口でわざわざ富浦の役場まで出ていなくても、そういう制度があるということを知っておたんで、私も詳しく調べてきませんからわかりませんが、ただ問題になるのは、市の保健課といえましては医師会のほうに対して、何かもう少し指導行政の上において、もっと具体的に話し合ってもらいたい。ということ、実は私の例を出して申しわけないんですが、二つばかり問題があるんですが。

一つは、私の地区に障害年金をもらう資格のある方がおたんですが、この方は非常に病気が悪化して床に伏しておるんですが、この方を助けてやろうと思ひまして、県の厚生課に参りまして、係の方がいらっしゃいまして早速事情を聞いたら「この書類を書いて県へ送ってくれば、この方は必ず障害年金の対象になるから。」と、早速病院に行つてやりなさいというところの指導を受けまして、私がかかりましたある病院にそれを持っていったんですが、一カ月たってもまだその診断書を書き入れることをやってくれないんです。結局何といひますか、東京からいらっしゃる先

生が応診にあたった、その先生でなければほかの先生がみてもわからないんだという言いわけで、いまだに一カ月たっても何ら私どものほうに診断書類をもってこない状態でございまして、その当人はおこつてしまつて、「私は死んでもいいから、そんなものうっちゃつてくれ。」というふうなことを言っているんです。

いま一つは、今度七十歳以上の主婦の方が四月に病氣をしまして、それを市に申請をしようとして私が行きましたら、申請用紙がないんだということで、その病院では言つたために、私が福祉から書類をもらひまして、それを出したんですが、もう四月にやつたのが六月に入つても、その病院では書いてくれないんです。

そういつたところの問題がございまして、医者も忙しいかも知りませんが、結局こういつた市民の直接の問題をほんとうに心配してくれるのは市の保健課であつて、保健課あたりから医者も忙がしいでしょうが、そういつた点についての十分な話し合いをして、市民がそういつた問題で忙がしい忙がしいでおいてきぼりされるというのはあまりよくないと思ひますが、この点について、ひとつお願いいたします。

保健課長（綱島憲治君） 御指摘の点確かにごもっともだと思ひます。十分申し入れまして、ただ高齢者の関係につきましては、大体一カ月一べんで用は足りることなんです。したがひまして、できれば十日以降、例えば十日以降の方だつたら月末ごろ、十日以前の方だつたら十日以後にもつていつていただければ書いてくれるはずでございすけれども、中にそういう方がいらつしやるという事は非常に残念でございすけれども、早速申し入れまして、そういうことのないようにしたい。なお、具体的にのちほ

どお聞かせいただいて、私どものほうで交渉いたします。
議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございせんか。――御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案について委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございせんか。――御異議なしと認めます。

計 論

議長（吉田勇治郎君） これより討論を行ないます。

一〇番（渡辺軍治郎君） いままでの質問の中で算定基礎から、そういうふうなことで一応理解はしましたけれども、この値上げ案は相当大幅な値上げになります。国民保険特別会計の総務費といひますか。事務費を見ても一千三百万の超過負担が予算面で見られるわけでありす。

さらに七十歳以上の医療費の無料化、あるいは乳幼児の医療費の無料化、こういうふうなことで給付が相当ふえると思ひますが、当然これは社会保障的なものであつて、この分については一般会計から当然繰り入れる性質のものだ、こういうふうにか考へます。

さらに、こう保険税が値上がりするようでは、現在の国庫負担金を四割から一割程度上げる必要があると思ひます。

現状では調整交付金によつて、ある程度の調整はしているようございすけれども、根本的な、抜本的な解決をはかる時期にきていゝのではないか。こういう点から、この国民保険税の値上

げ、特に案分率にしましても所得に応じて一面保険的なものがありますので、所得に応じて負担をするというこの建てまえをはきりして、低所得者の均等割り、あるいは平等割りというよりなこういったところは現状のままにするとか、むしろ減らして、所得の多い人からとるといふような、そういう保険としての建てまえをもっとはつきりさせると同時に、国の政治としてやっているわけですから超過負担をなくすこと。

それから国の国庫負担を増加させる方向でこれは国民運動的なものとなると思いますが理事者の側が、こういう問題をもとに、要するに被保険者に負担をかぶせるのではなくして、国の施策でありますから、国に向かってそういう要求を押し上げていくということでない限り、毎年毎年保険税の値上げというものがやられていく傾向にあると思ふんです。

したがって抜本的なそういう解決の方向を目指していかれるように要望するとともに、この保険税の値上げに対してはただいま申し上げましたようなところから賛成するわけにはいきません。私はこの国民保険税の条例の一部を改正する案に対しては反対いたします。以上であります。

○議長（吉田勇治郎君） 他に討論ございませんか。— 討論なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） これより採決いたします。本案に対する採決は起立により行ないます。本案を原案どおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田勇治郎君） 起立多数。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第四、議案四十七号館山市学校安全共済掛金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第四十七号 館山市学校安全共済掛金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑ございませんか。— 御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託並びに討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。— 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。本案を原案どおり認めることに御異議ございませんか。— 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第五、議案第四十八号館山市立幼稚

園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第四十八号 館山市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） 本案を委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。――御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。本案を原案どおり認めることに御異議ございませんか。――本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第六、議案第四十九号 館山市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第四十九号 館山市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

質 疑 応 答

○二三番（田村源治郎君） この保育所の人員六十名と書いてある

けれども、この六十名以上は大体入れないということになるわけですか、それが一つ。

それから九月一日から施行する保育所の管理は完全にできているのか。できていないのか。その二点。

文教あたりで視察に行つて完全に施設として、そこまで九月一日に施行するまでのものを、まあ視察的なものを、あれを考へてゐるか。

保育所ができて、保育所というのはかなり小さな子供である。相当の生命、そのものに事故があった場合にいかなる措置を考へているか。ただ建てればいいというものじゃないです。

それらの点を一つお聞きしたいと思います。

○福祉事務所長補佐（森 信次君） ただいまの定員六十名ということですが、これは一応定員として県で定められている数字でございます。

これ以上入れるか、入れないかという問題でございますが、規則によりますと約一割程度は私的に入れてもいいというような範囲がございます。

それから完全にできるのは九月ごろということになっておりますが、現在まだ建設は着工しておりませんので、御説明のとき申し上げましたように、九月に開園できるように工事を進めてまいりたいというふうに考へてございます。

それから途中において文教民生委員会等の御視察もいただきたいと考へております。

それからもし子供に事故があった場合でございますが、あくまでも市として補償は考へなければならぬと、ただしこの場合に

ほんとうの市の責任を負わなくちゃならないものだけに限ると思
います。

。二二番(田村源治郎君) 現在のところが六十名と、大体一割ぐ
らいはよろしいと、これより多くの希望者があつたら、または敷地
に対する増設とか、建てる意思があるか。現在のところは六十名
であるが、もっと拡張のあれば、土地なんか隣接というか、つい
ている土地に対して敷地や範囲があるか。

また、そこに対して、それらのものではできているのか。将来買
い占めできる土地等、停留所、駐車場。

それから子供の補償で、市が負わなくちゃならないものといっ
たけれども、市が負わなくちゃならないものとは、どんなものを
市が出すんだ。子供のひきつけ、いろいろむずかしいものがある。
これは、保育所というものは簡単なものじゃないんだから、幼稚
園じゃないんだから、管理、衛生、環境面にはむずかしさがある。
その子供が死亡があつた場合とか、それを確実に、どういうもん
であるか、補償するか。伺いたい。

。福祉事務所長補佐(森 信次君) もし六十名で足りない。さらに
拡張の必要があつた場合という御質問のようでございますが、
これにつきましては、またその都度考えていかなければならぬ
と思ひますが、私どものほうで、この計画をいたします前に一応
の実態調査をしたわけで、二回にわたつて調査をしたわけでござ
います。

それによりますと、約百五十世帯を対象に調査いたしました結
果、四十六世帯の五十三名程度が現在入所したいというよりな希
望があつたわけでございます。

しかしながら、これはいざ入園ということになりますと、若干
の数字はかわつてまいらぬと思ひますが、六十名を大きくオーバ
ーすることになりました場合には、その時点で市長と相談してお願
いしていきたいと思ひます。

どんな事故が市の責任、市が負わなくちゃならないか具体的に
はちょっと考えられませんが、その時点で慎重に検討しなければ
ならない問題だと思ひます。

以上でございます。

。二二番(田村源治郎君) 保育において、設立当時は大体希望者
をつのつてやつたということをして、六十ぐらい入りたとい
この保育所が神戸、富崎地区にこれは有効であるか。保育所がい
いところであるということになつたら、先に入つた者が、六十名
が優先的であるのか、ないのか。六十名というのは希望が、働く
に都合がいいから、この子供を教育するには、遊ばせるのには、
上等だ。希望者が多くなつたらいままでの者は出されてしまふのか
何歳以上、あとの者は入ることができないのか、それらの点。

子供の事故があつたときに、大体保育に預つて、ひきつけ、あ
るいは、子供同志がけんかして首をしめたとか、こういふことは
ないことはないです。まして四歳、三歳児けんかが多い。幼稚園
じゃないんだから。またかぜを引いたということも、親たちが勤
めにいくということで預けていってしまふ。また腹くだし、そ
ういふものもあるだろ。親たちはいないんだ、時間内に死亡があ
つたときの責任、死亡がなければいいけれども、どう考えてお
るか。

責任を持って預からなくちゃだめだ。そのときの都合でいいん

だというものではないと思う。その点を確実にきちっと話していただきたい、これらの問題があるから。およがせればいいという問題ではない。死亡が出た場合に大きな問題を起こしちゃう。

いつも仕事をやる部面、簡単にものごとを考えているから、執行部は、その点において確実にこれを、こういう場合には、こういう責任を持つということをはっきり答弁してください。それになくちゅう子供を預けられません

。福祉事務所長補佐（森 信次君） 定員の問題の第一点でござい
ますが、この保育所の入所資格と申しますのは、御存じのように
児童福祉法の第二十四条に基づきまして保育にかける児童という
ことに相なっているわけでございます。市長はそれを保育所に入
所させて保育しなければならぬという。市長の責任において行
なわれるものでございます。その年齢は零歳から就学前までで
ございます。したがって、ほんとうに乳児がその中にも含まれ
ているわけでございますが、これは三カ月以上上った場合とい
うただし書きがあるわけです。

入所の申し込み、つまり定員であとから来た人でオーバーした
場合に追いつかれるということでございますが、やはりこれは七
月から八月にかけて入園希望をとる予定でございます。やはり先
着順に該当していれば入れなければならぬということで、定員
が相当オーバーするような一時ストップの可能性も出てくるかも
しれません、子どもの調査した資料では、そういう心配はいま
のところはありません。

それから事故の問題でございますが、いまここで具体的にどう
だといわれても、ほんとうに困るわけでございまして、どこまで

もその事態が発生しました場合には、市の責任において慎重に検
討した結果解決していく、それで御了承いただきたいと思いま
す。

。二二番（田村源治郎君） いまいわれると、預かるのは現在希望
者をつのって、入ったものがどこまでも優先的であるというよう
に聞いてもよろしゅうございますか。

それから市が、いま言われてもそういうことはわからない、あ
ったときというけれども、市が預かったら、どこまでも責任を持
つ、そのことにとどこまでも責任を持つ、預かった以上はどこまで
も責任を持ちますか、死亡が、傷害とか、あらゆることに対し
て、あらゆるものがある、そういう点に読み取ってよろしいで
すか。その点をひとつ。

。福祉事務所長補佐（森 信次君） 御説のとおりと思えます。

それから、いままで四つの保育園がございまして、いいんば
いにそういった大きな事故はございません。

それから預かっている間にちょっとからだの具合が悪くなった
というような場合に、保母は直ちに家庭との連絡をとりまして、
保護者に来ていただく、あるいは医者へ直ちにみてもらうとい
うような万全の措置はとっております。

。二二番（田村源治郎君） その人員のことと、拡張のこととはわか
ったけれども、死亡ということ、保護者がいない場合とか、
現在新世帯が多いために、新世帯の者を大体預かるわけで、家庭
に電話をかけてもいない、職場にかけてもいない。まして零歳児
を預かっているんだ、危険性は多分にある。そういった者を医
者に連れていまして、親たちに対しては完全に預かってもらうか
ら、もし長い将来に預かって必ずないことはないわけです。死亡

は、市はどこまで責任を持つかということ、さっき必ず責任を持ちますという責任に対して、弁償金だと思っておりますが、この点も弁償金の金額はどのくらいとふんでいるのですか。ひとつお願ひします。

。福祉事務所長補佐（森 信次君） 一番始めにお答え申し上げますように、どこまでも保護者から預かるために責任は感ずるわけでございますが、その場合も、やはり市の大きな手落ちと申しますか、そうした場合には限られると思ひます。どこまでも親の監護のもとに置かれておることと同じでございます。

それから家庭との連絡、緊急の場合の、あるいは家庭との連絡につきましては、入所申請をいただきますとき、入所してからでも、緊急の場合にはどこに連絡するということより、親との連絡をつけてございます。そこにいないとなると、ちょっと困ることですが、家庭にいない場合にはここにいます。ここにいないければここにいるというような連絡はとってございます。

。二二番（田村源治郎君） 先ほども言ったけれども、子供を預かるんだ。その子供に対しては死亡とか、市は預かっている以上は全責任がある。市はその点において、死亡、けがとか、あるいはけがをさして障害者にさした、これはなきにしもあらず、市はそれに対して補償は必ずするのか、しないのか。補償はしますというなら、これが現在のところであらうか。大体預かってけがは幾らという検討もあるわけでございます。ただ、その場合に預かってそのまま死亡しました。こんなことはできないはずだ。預かる責任ということに対して、市がもっと慎重にそういうことを考えてもらわなければ、何でも市は責任を持ちますから、市は責任の追求

をしますか。

。助役（畠山 伝君） お答え申し上げます。そういうような事故のないように十分管理、その他徹底させるわけでございますが、おことばのように長年にわたって、そういうことがなきにしもあらずというようにおことばにつきましては、今後とも絶対ないとは考えられないかもわかりません。

そこで、まあそういう場合にいろいろと、その時点におきまして事情があるかどうかと思ひわけでございます。いろいろできてからでは間に合いませんけれども、できないように管理しながら、なおかつあった場合には、その時点でいろいろ考え弁償しなければならぬというふうに考えるわけでございますので、現在のその類をどの程度ということにつきましては、これはちょっと、いろいろその都度ケースバイケースであろうかと思ひますので、こういうことの皆無を期して、管理に努力するようにしたいと思います。

。二二番（田村源治郎君） いまちょっと聞くとおことばによりますと長年においてそういうことはなきにしもあらずと、これは誰しも長年においてそういうことはないんだ、幾ら金額をきめろといつても無理だろうと思ひけれども、市は責任を持つというけれどもああいう学校の先生もコードを差し違えて感電死した、零歳児から四歳児までの子供たちだ、電気のコードもあるだろう、あそこら遊び回るだろう、電気器具は相当あるはずなんだ。保育所等にそういう危険性のあるものもあるだろう。ちょっと見たら危険じゃなくても、子供に対して凶器に変化する、けがのもとになるわけです。だからそれに対して子供は、四歳児だけのものじゃないと思ひます。三カ月だけを預かるべきではないだろう。いたずらの子供

がある、あるいは子供が手に負えない、この子供は断わりますという事でなければ、ただ単に預かるという無意味のものじゃなかろうと思うんです。子供を預かってくれ、この子供は預かってよろしい。ただ六十名募集したからというよりなものじゃおそろくないだろうと思うんです。その点がどうも市当局の考えはおそろく足りないだろうと思うんです。どう思います。その点において。

これは断わるべきものとか、中には預からない、完全に預かって、そして保育してやる。保育ができない子供、ただ募集したからそれでよろしいという六十名何でもかんでも突っ込んでしまおうという考えじゃないですか。それなら危険性が多く出るんじゃないですか。危険性をなくして完全に保育してやるため、それには初めから預かるものをよく注意して見なくちゃだめじゃないですか。

からだの具合とか、やたらにもって来たから、ただ預かってしまおうというようなさっきの件じゃないですか。それらのことは考えているんですか、いないんですか。

そのことから補償問題を考えて、大体幾らということになるけれども、その点は現在の自動車の事故において、自動車は五百万であるけれども、五百万くらいの保険をかけて預かるときには、おそらく子供に保険制度はかけてやって預かるべきじゃなからうかと思えます。

観光船においても保険をかけてあるはずなんだから、やたらに預かります、自動車ばかりの共済ではないと思うんです。子供を預かるには幾らかのものかけてやるべきではないか。

○議長（吉田勇治郎君） 二二番議員の答弁を保留して暫時休憩いたします。

午前十一時四十六分 休憩
午後一時 五分 再開

○議長（吉田勇治郎君） 午後の出席議員数二十三名。休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本間 誠君） 田村議員さんに対してお答えを申し上げます。田村議員さんは幼児や親御さんのことを非常に深く考えられました、非常に私は適切な御質問であつたと思ひまして、私どもも考えさせられる点があつたと感謝を申し上げたいと思ひます。

定員は六十名でございますが、現在は五十三名の希望があるわけです。一割は増してもよろしいということで六十六名、あと十三名ばかり申し込みに余裕がございます。とにかく希望者があれば全員収容できるように措置をいたしたい。そして入園に際しましては、まず子供さんが健康であるかどうかということをよく親御さんに聞いて、熱があるとか病気だとかという子供さんに対しては医者にみてもらつて、医者がよろしいといつてから入つてもらうようによく考えてまいりたいと存じます。

それから、この子供さんのけがや何かの事故に対しては、学校安全会、小学校、中学校でやっているあれと同じように毎月五十円ずつ納めれば、亡くなった場合には五十万の見舞金がある、けがした場合には治療費がもらえる。こういうこともございますが、実際において保母の不注意、施設が悪いために死亡したとか、そういう場合に市の責任において、これを解決しようと考えて

おりますが、先ほど県並びに厚生省の方と連絡して、いろいろ死亡した場合について聞いてみたところが、やはりそのときの状況によらなければ何とも申し上げられないという御回答であったわでございます。いずれにしても市の責任に期すべきことになって亡くなった場合には、いま幾らということも申し上げられませんが、検討のうえ、そういう何と申しますか、見舞をして解決をいたしたいと存じます。そういうことはおそらくないと思えますが、いままでもございせんが、ないようにこちらのほうで父母に適切な指導をやっていくようにして、御安心の上、皆さんでさるよう、せ。かくできた機関でございます。これで館山市は全地区に幼稚園、保育園ができた、こういうわけでございまして、私は非常にいいことだと考えております。

また、田村さんは地元でございますから、お気づきの点がございましたらぜひ御指導を願いたいと存じます。それから、先ほど課長が申し上げましたが、でき上がりました時点においては、文教民生委員の方々や何かに、ぜひ御視察、点検を願いたいと存じておるわけでございます。

以上でございます。

○二二番（田村源治郎君） いま市長さんの言われたとおり十分に気をつけていただいて、保育に専念いたすことを要望して質問は打ち切ります。

○二八番（田中祿郎君） ひとつお伺いします。幼稚園、中学校とらうのには学区制というものがございしますが、この保育園というものに対しては学区制というものがありませんか、ないでしょうか、それをひとつお聞きいたしたいと思えます。

○福祉事務所長補佐（森 信次君） 保育園には現在のところ学区制はしかれておりません。

○二八番（田中祿郎君） そういたしますと、たとえば九重の人が船形の保育園に入るといふようなことがあっても、これは差しかえないというふうに考えますが、幼稚園あたりですと、その幼稚園に入るにはそこに寄留しなければ入れないという規則があるんですが、保育園のほうには、そういういわゆる規則があるかないかお聞きいたしたいと思えます。

○福祉事務所長補佐（森 信次君） それもございません。

○二八番（田中祿郎君） 伺いますが、この厚生省の認可をとるときは、要するに船形とか那古、館野、九重の幼稚園は、要するに館野の子供を入れると、房南地区の場合も神戸、富崎の子供を入れるという認可をとってあるんじゃないでしょうか。その認可の方法をひとつお聞きしたいと思えます。

○福祉事務所長補佐（森 信次君） 先ほど申し上げましたように区域がございません。当然認可をとる場合にはこの地域というところで、別にそのニードと申しますか、要望の数を大体調査した上でできるわけでございます。ですから、別にどこどこ地区以外は入れないとか、そういうこともございません。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。— 御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託並びに討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございません

か。―御質疑なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） これより採決いたします。本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。―御異議なしと認めます。本案は原案どおり可決されました。

議 案 の 上 程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第七、議案第五十号館山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第五十号 館山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を求めます。御質疑ございませんか。―御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託並びに討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。―御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。―御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議 案 の 上 程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第八、議案第五十一号字の区域及び名称の変更についての議題といたします。

議案第五十一号 字の区域及び名称の変更について

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を求めます。御質疑ございませんか。―御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託並びに討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。―御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。―御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議 案 の 上 程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第九、議案第五十二号千葉県競輪組合の構成団体数の増減およびこれに伴う規約の改正についてを議題といたします。

議案第五十二号 千葉県競輪組合の構成団体数の増減およびこれに伴う規約の改正について

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を求めます。御質疑ございませんか。―御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託並びに討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。—御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） これより採決いたします。本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。—御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議 案 の 上 程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第十、議案第五十三号昭和四十七年度館山市一般会計補正予算を議題といたします。

議案第五十三号 昭和四十七年度館山市一般会計補正予算(第号)

質 疑 応 答

○一〇番（渡辺軍治郎君） 歳入の面の県支出金のことですが、自衛隊募集事務交付金として六万五千元が計上されてございますが、憲法に違反する自衛隊の募集を地方自治団体に押しつけるというようなことは、これは問題があるかと思えます。徴兵制ならともかく、自衛隊が防衛のためとはいいながら、憲法では否定されているような、そういう自衛隊の募集を市が負担するということは問題があるかと思えますが、この点について伺います。

それから支出の面ですが、農林水産業費の漁港建設費の中で七百七十八万二千元の負担金が計上されておりますが、当初予算で四百万円の負担金が計上されておったと思っておりますが、そのとき

の負担率が一二・五％と聞いておったと思いますが、この負担金が当初予算との関係で、どうしてこうふえたのか、その負担率についてはどういふことなのか、お伺いしたいと思います。

○市民課長（佐野甲子郎君） お答えいたします。自衛隊募集人員の交付金のごとでございますが、これは市町村長が管理、執行しなければならぬ事務といたしまして、自衛隊法及びこれに基づく政令の定めるところによりまして、自衛官の募集に関する事務の一部を行なうことと規定されておりまして、この規定に従いまして募集人員に関する事務を行なっております。その要する経費といたしまして歳入額を計上したわけでございます。

○水産課長（谷貝茂生君） 第二点の漁港建設費の負担金につきまして御説明申し上げます。当初予算で御指摘のように四百万計上してございます。これは大体この漁港の国の予算が大体五月ごろいつもきまりますので、それに基づいて県への割当て等が行なわれまして、どうしても当初予算で編成のときには見込みでもって予算を組まざるを得ないということで、今回内示がございまして約三千六百万の工事費に対しまして一二・五％の負担、約四百万を見込んでおったのでございますが、今回七千万からの工事を一応やるということに内示がございましたので、千七百七十八万円の負担金。いわゆる一二・五％の分で、千七百七十八万五千円の負担ということになりますので、当初予算の分を差し引きまして一応計上したわけでございます。

この負担金につきましては、一応県が管理者になっておりますので、都道府県を行なう建設事業に対する市町村の負担ということで、財政法二十七条でもって市町村に負担金をかける場合には

この市町村の意見を聞いて県の議会でできぬということ、一応一二・五％というものが県会で定められておりました、この事業費の総額が多くなつたために、一応内示でもってこの程度の事業を行ないたいということがあつたわけでございますので、その額について一応追加補正をお願いしたわけでございます。

○一〇番(渡辺軍治郎君) ただいまの説明で地方財政法二十七条に基づいてというふうなお話がありましたけれども、二十七条の二には都道府県の負担する事業として道路、河川、砂防、港湾及び海岸に係る土木施設についてと、こういう県が行なり、そういう事業については都道府県が負担すべきものとされているもの全部又は一部を負担させてはならない。こういう港湾に対する規定があるわけです。これから言えば二十七条の一般的に都道府県が行なり土木事業とは性質が違うのではないか。そういうふうに考えますので、この点をどういふふうに理解されているのか。

○水産課長(谷貝茂生君) 二十七条によりますと「都道府県が行なり土木その他の建設事業」といふふうに書いてあります。

○一〇番(渡辺軍治郎君) 二十七条の二の関係を聞きたいと思ひますが、二十七条の二では港湾、河川、そういうふうなものについては、その負担金を市町村に負担させてはならないといふ、こういう規定があるわけです。

それと二十七条のこれは、土木、その他建設事業としてあつて、港湾河川とは別に規定しているわけですが、この点をどういふふうにお考えになっていますか。

○水産課長(谷貝茂生君) この内容からみますと、土木、その他の建設事業であるということと「市町村が負担すべき金額は当該

市町村の意見を聞き、当該都道府県の議会の議決を経て、これを定めなければならぬ。」ということ、一応負担につきましては県から市町村へ意見を求めてくるその段階でもって上げることになります、一応内示がございましたので、受益の立場から一応今回補正をお願いしたわけでございます。

○一〇番(渡辺軍治郎君) 質問の要点が違つていますが、二十七条と二十七条の二の関係をどういふふうに考えているかということなんです。

○水産課長(谷貝茂生君) 二十七条の二は「都道府県又は都道府県知事は、国又は都道府県若しくは都道府県の機関が実施し、国及び都道府県がその経費を負担する道路、河川、砂防、港湾及び海岸に係る土木施設についての大規模かつ広域にわたる事業で政令で定めるものに要する経費」ということをうたつてございまして、この中に該当しないと、このように解釈いたします。

○一〇番(渡辺軍治郎君) 通達にはどういふことが県の負担事業かというふうなことに書いてここに載っているんですが、その中で、「国の産業経済施策の推進又は国土保全の見地から国の樹立する長期的全体計画に基づいて行われるものであり、かつ関係行政経費は地方交付税において都道府県分基準財政需要額に算入されているところであることにかんがみ、これらの事業に負担を課してはならないものとされた。」というふうな通達がなされておつて、その最後の方にこれに該当しないというのがア、イ、ウエというふうな形で出ているわけです。

だから、当然負担金の問題は港湾、河川、こういうものに限つては、国、県が国土保全とか、産業の発展とか、そういうふうな

ことから当然交付金の中に含めて、県に支出されているというところで、港湾や何かの事業に対して当然これは市町村に負担させてはならないというこの中に入ると思っています。

。水産課長（谷貝茂生君） 第二十七条の二は、地方財政法施行令十六條の二に「法第二十七條の二に規定する事業で政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。」というふうに規定してございますが、この各号の中に該当しておりませんので、一応負担することにしたわけです。

。一〇番（渡辺軍治郎君） いつもこの点問題にするんですが、二十七條のこの経費の一部を負担させることができるという、そういうことについては、この一二・五％というふうに一定の率を最初にきめていることは、この二十七條に違反すると思ひんです。

これは「市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞き当該都道府県の議会の議決を経て、これを定めなければならない。」ということになっています。これは、一定の率を最初にきめちゃうって何でもかんでも市町村が負担しなければならぬということだと、これは条項に違反すると思ひんです。意見を聞くということとは、その都度受益の限度でどれだけその市町村が利益を得るかというより具体的な、そういうことに基づいて、県のほうでそういうことを考慮して、その都度きめていく規定だと思ひんですが、一定の率を最初からきめてしまつてやるということとは二十七條には該当しない。そういうふうに考えられるが、その点はどうなんでしょいか。

。水産課長（谷貝茂生君） ただいまの御意見ごもつともてございますが、もちろんこれは、現在まだ未定でございますので、設計

等に基づいて、この計画で一応設計等も、実施設計を組まれていくわけでございますが、はっきりきまつた段階におきまして、結局合議を受けて、それに対して意思表示をすることになりますが一応整備計画等とにらみ合わせまして、とにかく各地の市町村におきましてもすべてやはりわずかの経費でもって大きな事業をやっていたかどうかということで、ある程度のはどうしても、やはり受益の立場からもたなくてはいかぬということで、一応予定として補正をお願いしたわけでございますので、御意見のようにならないかじめもうきまつているという意味じゃございませんが、一応予定としてこの程度をお願いしたいということです。

。二番（林 豊君） 歳出の末尾の教育費でございますが、一三節委託料の五十万六千円でございます。先だって、これは説明をお願いしたときには、畑地区の学童輸送の委託料であるということでございますが、これについて質問を申し上げます。

この輸送について地元のPTAとの談合の過程はどんなふうであつたか。

また、地元の畑の保護者と申しますか、PTAがこれに対して、将来どういふふうな考え方をしているか。

さらに輸送の方法でありますけれども、これはどんな方法で輸送をするのか。また、委託をされる対象は何であるか。会社であるか、個人であるか。

さらに、その輸送の方法の、児童は年別にどのくらいの人員がいるのか。したがって、それに対する車両と台数、また終業時間の差異によって生じますところの輸送区分はどのよういふふうになされるつもりか。

また、将来市として、これに対してどんな考え方をなさっておるか、安全保障のことも含めてお伺いをいたします。

。教育長（高木 正君） いままでの状況でございますけれども、地元とは、統合については部落全体の人と話してみたいわけです。輸送の具体的な方法につきましては、直接学校に行っているお子さんたちの父兄と十分話し合った、そういう経過をたどってまいりました。

そして将来については、交通条件が違ってきたり、あるいは市で他の統合といふことが進められた際の通学条件といふものがあるに過ぎるときには、その段階でまた調整をするので、その調整のための相談を行なった。そういうたような経過をとってまいりました。

今後は、どういふふうに運ぶかといふことにつきましては、担当の課長から詳しく申し上げたいと思います。

。学校教育課長（小宮義夫君） その輸送方法でございますが、そ

の委託対象等御質問のことにつきまして纏めてお話し申し上げます。まず輸送方法につきまして輸送会社と契約をいたしたいと思っております。輸送会社に委託をいたしまして、そしてハイヤー二台よりまして輸送をいたしたいと思うわけでございます。現在畑の子供たちは十一名でございます、その内訳を申し上げます。と一年生一人、二年生二人、三年生二人、四年生三人、五年生二人、六年生一人、合計十一人。これを低学年と高学年に分けて輸送をいたしたいわけでございます。したがって低学年が五名、高学年が六名でございますので、この始業時刻との関係、終業時刻との関係を考えまして最も二台が適切であると考えたいわけでござ

います。と申しますのは、大体低学年の終わります時刻は一時四十分でございます、学校を二時十五分に出発して帰らせる。そして高学年の場合には三時二十分に終業いたしまして、四時に出発して四時二十五分に帰着できるというふうな、そういう方法で便利さにおきまして二台が最も適切であると考えて、そういう計画をいたしたわけでございます。輸送区分につきましては、ただいま申し上げましたとおりでございます。

将来どんな考え方か。安全保障の問題でございますけれども、まず安全保障につきましては、いろいろ運送会社等のお話も聞きまして、要するに自動車賠償責任保険法ですか、自賠法によりまして強制保険、任意の保険、そしてさらに事故等の問題につきましては、いろいろ協議した上で安全対策といふものを考えていくということになるわけでございまして、十分その点は委託をする場合に輸送会社と話し合っております。

以上でございます。

。二番（林 豊君） 最近統合がだんだん進んでまいりまして、かような事態が各地に起こっておるといふふうに考えられるわけでありまして、会社に輸送を委託をしているというケースはあまりないと思います。あるいは町村で責任をもってスクールバスを運転するとか、そういうふうな方法でもってやっておる所が多いと考えますが、この場合ハイヤー二台を分乗して運ぶんだと、確かに便利には非常にまさっているところがあるといふふうに考えられますけれども、また一面危険性を伴うといふふうなことも考えられますが、また会社に委託をした場合には、その路線に精通した運転者がまわってくればよいが、あまり不なれな者が回って

きた場合には非常に危険度が多い。しかも、私も教回畑のほうに二、三年前に上がってみましたけれども、その後道路の改修は行なわれたにしても、かなり難所と思われるような道路が多いように思われます。

それで地元の方たちは、それを委託でまかせて差しつかえないのか。そこらへんが私は疑問に思うんですが、もっと保護者が自分の子供を自分たちの手で何とか守って、輸送をしようというふうなお考えはなかったのかどうか。ここらへんについて疑問を感じますのでお尋ねをいたします。

。教育長（高木 正君） これは実際に通学する子供さんの親たち、親御さんたちと話し合ったことでございまして、通学の方法につきましてはハイヤー、営業車による委託ということで両者の意見が一致したわけです。

ハイヤーの方式をとりましたのは、マイクロバスよりは車幅が三十センチ以上狭いですし、それから小回りする場合の半径がどうなっているとか、重心がどうなっているとか、それから傾斜した場合の回復の度合いが、たとえば乗用車の場合には四十九度ですけれども、マイクロバスの場合は四十度しかないというよりなことを検討いたしましたので、この方式が安全であると同時に、乗る子供、それから学校側からみても非常に都合がいいということで、そうした結論が出ました。

。二番（林 豊君） 見解はおのずから人によって違々と考えますけれども、私も長年運転をしておりますと、私のことを申し上げてたいへん失礼ですけれども、自分のガレージに入れるのは私が一番うまいんで、自動車学校の先生よりも自分のガレージに入

れることはたけているわけでございます。そういう、特に私は畑というところに教回行ってみまして、非常に難所が多いというふうなことを感じておりますので、なれない運転手が次々にかわってくるというふうなことでは非常に危険性を伴うんじゃないかと、いうふうに考えまして、地元の方たちが何か個人で委託をすると、引き受けて受託をするというようなことが一番安全ではないかというふうに考えられますが、予算も五十万六千円という半年間の予算でございますので、予算とすればそう無理な予算ではないかと考えられますので、そういう点について地元ではどんなふうにお考えになっているのか。

。教育長（高木 正君） 教育委員会としては、初めこの金を父兄に委託しまして、父兄が自主的に通学させるという方式も考えたくわけです。しかし、これにつきましては子供たちのうち自動車を持っていない父兄がおりまして、そういう父兄のお子さんを自分のうちの車でといったことは非常に責任が重大になったということ、こういうところに着いたわけでございます。

。二番（林 豊君） いろいろ見解の相違でございまして、市の委員会側としましては最も安全な方法、最も便利な方法を選ぶということであれば、それで了承します。

私は安全保障については一段の御注意をなさって、会社に委託したために事故が起きたんだというふうなことが、あとで言われないようにその点は十分なる注意のもとに輸送を行なってもらいたい。

また、将来畑の児童はどのように変動していくかわかりませんが、そういうことも見越して最も安全である、市として管

理できるよりな、責任の持てるよりな方向を将来のこととして考えていたきたいことを要望して質問を終わります。

○二〇番(君塚喜三君) ただいまの質問に関連して一言質問いたしますが、ただいまの御説明だと、ハイヤー二台でもって十一名を輸送するんだという、こういうことでございますが、帰路け就業時間が異なっている関係から分乗するという結果になろうかと思ひますが、五名、二台ですから十一名乗らなきゃならぬという結果になるんですが、六名の乗車、運転手を入れて七名、これはハイヤーでもって、どのようなハイヤーをお使いになるか。定員オーバーということになろうかと思ひんですが、この点お考えになつたことがおありでしょうか。

○学校教育課長(小宮義夫君) ハイヤーを調べてみたところ、満十二歳以下は定員の一・五倍という、そういう規約があるそつてございまして、これによりまして五名と六名の輸送はその制限の中でやっといけるという措置に達しました。

○二〇番(君塚喜三君) ではもう一つお尋ねいたします。これは最初の御説明のとき以来年の三月三十一日までということであつたと思ひんですが、九月の一日から実質的な統合ということであるので、九月の二日から三月の三十一日までということになるかとおもいますが、その間日曜、祭日、休校日も入るかと思ひますが、それにしても五十万六千円という金額は、一日少なくとも延べ五往復ぐらいになるわけですね。たいへんども安い運賃のように思われませんが、これで輸送会社のほうは了解しましたでしょうか。この点重ねて質問しておきます。

○教育委員会庶務課長補佐(黒川芳郎君) 輸送日数でございます

けれども、百五十八日でございます。畑の小学校まで六・七キロございまして、一台八百円だそつてございまして二台で千六百円ということになります。これが朝と午後との二回でございますので一日三千二百円ということになります。

○二〇番(君塚喜三君) 先ほどの御説明では学校のひける時間が違ひるので、二回に分かれるよりなことをおっしゃっていましたが、そつなりすともう少し回数が増えることになろうと思ひますが、教育委員会庶務課長補佐(黒川芳郎君) 下校時におきまして、高学年が一回、低学年が一回でございます。時間が分かれるわけでございます。

○議長(吉田勇治郎君) 他に御質疑ございせんか。―御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長(吉田勇治郎君) おはかりいたします。本案を委員会付託を省略することに御異議ございせんか。―御異議なしと認めます。

計 論

○議長(吉田勇治郎君) 討論に入ります。

○一〇番(渡辺軍治郎君) 先ほど質疑の中で二十七条の説明がありましたけれども、この件については、「その区域内の市町村の利するものについては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、」こういうことになっておりますが、千葉県の区域内で利益を受けない市町村というものは一つもないはずでござい

ます。全部利益を受けているはずですから、これはどちらかといえは二十七条そのものが、そういう点で矛盾しているわけです。

それから二十七条の二の観点からいえば、たとえ船形にしても、富崎にしても、この港には外来船が相当入っております。かつお船にしろ、ここは一つのエサの供給地でありまして、かなり県外の船が相当多く入る、そういうところからみて、産業上からみて、あるいはまた港湾は国土の保全という点からみて、当然これは国、県でやることだと思ふんです。地元を負担金を課するということは、いつも負担金のことになります、この負担金を見ましても千百七十八万二千元という負担金は相当大きな負担金でございます。県、国の事業としてやるこの事業、約九千四百万、一億円近いこの事業をやるのに、地元からこれだけ多くの負担金をとるといふことは地方財政を非常に圧迫する。

こういう点からみて、私はこの補正予算案をみましても、一千五十八万一千円のうち七百七十八万二千元という大部分が、この港湾建設費の負担金でございます。こういうふうに地方財政を圧迫するこういう補正予算に賛成するわけにはいきません。この点では執行部のほうに県や国に働きかけて、こういう負担金を予算の非常に薄弱な地方財政に押しつけるようなことはやめさせるように運動を強化すべきだと思ひます。

。六番 (栗原一雄君) 国士の保全という意味では、これは確かに

私どもも国、県でやっていたらだすべきだと、このように主張申し上げたいのですが、現時点においてのやはり法律関係、こういうものを提案した場合私はやむを得ないということ、

歳入歳出につきまして約四・四%の伸びということで賛成するものであります。

。一二番 (藤田益治君) 漁港の負担金の面でございますが、全国的な漁港に関する、全国漁港協会等各所において漁港大会が行なわれたが、現時点において各自自治体が先ほども申されました一定の負担金をもって漁港の修築、改修等が行なわれております。これは事実でございます。だが、しかし水産庁にこの団体を通して負担金の軽減方は現時点で昨年の十一月にも金沢で全国の漁港大会が行なわれた。この水産庁に対して軽減方を要請するというような事件がありますので、やはり全国的な組織を持つて、この問題を将来の問題として処理していくということとで原案に対して賛成いたします。

。議長 (吉田勇治郎君) 他に討論はございませんか。— 討論なしと認めます。よって採決に入ります。

採 決

。議長 (吉田勇治郎君) これより採決いたします。本案に対する採決は起立により行ないます。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

。議長 (吉田勇治郎君) 起立多数。よって本案は原案どおり可決されました。

日 程 の 追 加

。議長 (吉田勇治郎君) おはかりいたします。本議会の申し合

せにより常任委員会の委員の改選を行ないたいと思ひます。これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。―御異議なしと認めます。よつて常任委員会の委員の改選を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

常任委員会委員の選任

。議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。ただいまの決定により現在の常任委員会委員は全員それぞれ辞職し、全委員会とも欠員となったことといたします。御異議ございませんか。―御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

おはかりいたします。ただいま決定されましたとおり、各常任委員会とも欠員となりましたので、本日直ちにこれから選任を行ないたいと思ひます。これに御異議ございませんか。―御異議なしと認めます。よつて本日直ちに選任することに決しました。これより常任委員会の委員を本市委員会条例第四条の規定により選任いたします。各常任委員会委員の氏名を書記をして朗読いたします。

。書記（福田英雄君） 朗読いたします。

総務委員会委員 飯田義男さん、島野茂樹郎さん、吉田勇治郎さん、山本 昇さん、菊井敏博さん、安沢徳順さん、秋山大三郎さん。

経済委員会委員 藤田益治さん、近藤好雄さん、林 豊さん、鈴木稔さん、辻田 実さん、和田一郎さん、望月 照正さん。

文教民生委員会委員

田中祿郎さん、安西益男さん、流山源次郎さん、渡辺軍治郎さん、五十嵐 昇さん、辻井謙爾さん、西村真次さん、遠山ヨネ子さん。

建設委員会委員

田村源治郎さん、宮野敏朗さん、栗原一雄さん、渡辺昭夫さん、石井武敏さん、伊賀多朗さん、君塚喜三さん、鈴木市蔵さん。

。議長（吉田勇治郎君） ただいま朗読いたしましたとおり各常任委員会委員に選任いたします。これに御異議ございませんか。―御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

この際同条例第五条の規定により各常任委員会において互選されました正副委員長を報告いたします。

総務委員会委員長 飯田 義男君、同副委員長 島野茂樹郎君
経済委員会委員長 藤田 益治君、同副委員長 近藤 好雄君
文教民生委員会委員長 田中 祿郎君、同副委員長 安西 益男君
建設委員会委員長 田村源治郎君、同副委員長 宮野 敏朗君
以上のとおり互選されましたので報告いたします。

閉

会 午後一時五十五分閉会

。議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本定例会に付議されました案件はすべて議了されました。よつて会議規則第七条の規定により本日をもって第二回市議会定例会を閉会いたします。これに御異議ございませんか。―御異議なしと認めます。よつて本定例会はこれにて閉会することに決定いたしました。どうも長時間御苦労さまでした。

- 本日の会議に付した事件
- 一、議案第四十四号乃至議案第五十三号
- 一、日程追加 常任委員会委員の選任

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長

館山市議會議員

館山市議會議員

吉田 勇治
 小 木 好
 茅井 敏
 伊 野 良

